

## 令和 6 年度松本新規就農者育成対策事業研修生募集要領

### 1 目的

松本市内で新規就農する者を育成・確保するため、「松本新規就農者育成対策事業」(以下「事業」という)における農業研修生を募集する。

### 2 募集人数

研修生は別に定める「松本新規就農者育成対策事業実施要領」(以下「実施要領」という。)により、3名程度を募集する。

### 3 研修生の決定

応募者について、「松本新規就農者育成対策事業運営協議会」(以下「協議会」という。)が説明会を、「松本新規就農者育成対策事業研修生選考委員会」が面接を行い、事業の目的に沿った者を採用する。

### 4 待遇（実施要領参照）

研修生は、実施要領第 8 条の規定により研修にあたる。

### 5 研修作物の選択

実施要領の規定により、研修生が栽培する作物は、松本ハイランド農業協同組合が推奨する果樹  
・ 野菜等の中から選択するものとする。

### 6 研修期間

研修期間は最長 3 年間( 2 年での修了可 )とし、その取り扱いについては協議会が決定する。

### 7 申込期間

申込期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。

### 8 申し込み・問い合わせ先

松本ハイランド農業協同組合  
部 署：営農部 営農企画課  
〒390-8555 長野県松本市南松本 1-2-16  
電 話：0263-29-0394  
E-mail：[nokikaku@mhl.nn-jp.or.jp](mailto:nokikaku@mhl.nn-jp.or.jp)